

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和7年11月21日

盛岡地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和7年第6号、第7号

対象土地 二戸市堀野字下タ川原4番

二戸市堀野字下タ川原101番

二戸市堀野字下タ川原2番